

別紙1

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

資料38
熊本県建設業協会荒尾支部
令和3年3月31日締結

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成18年3月29日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県建設業協会荒尾支部（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うこととする。

第3条第4号を次のように改める。

（4）甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

（1）現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

（2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。

（3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。

（4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各1通を保有する。

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、熊本県建設業協会荒尾支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市（以下「甲」という。）と熊本県建設業協会荒尾支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うこととする。

（災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

- （1）乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- （2）甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- （3）甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- （4）甲は、緊急を要する場合、乙に連絡するが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うものとする。

（活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- （1）現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- （2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- （3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- （4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条（1）の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料39
荒尾市建設業協会
令和3年3月31日締結

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うこととする。

第3条第4号を次のように改める。

（4）甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

（1）現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

（2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。

（3）道路、河川等の応急復旧工事を行う。

（4）土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、荒尾市建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するため、荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うこととする。

（災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、緊急を要する場合、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

（活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
 - (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
 - (3) 道路、河川等の応急復旧工事を行う。
 - (4) 土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。）の応急復旧工事を行う。
- 2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条（1）の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料40
太陽建機レンタル株式会社
令和4年3月31日締結

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する発電機、仮設トイレ、バックホーその他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に要請書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に可能な限り優先的に、提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用（以下「費用」という。）を負担するものとし、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（費用の支払）

第6条 乙は、提供した保有機材の費用について甲に請求するものとし、甲は、請求を受けたときは内容を精査確認し、速やかに乙に対してその費用を支払うものとする。

（事故等）

第7条 第4条の規定により引渡しをうけた資機材に不具合が発生したときは、乙は速やかに当該資機材の修理又は交換を行い、甲が当該資機材を常時使用できることがで

きるよう努めるものとする。その際の修理代については、その不具合が乙に起因するもののほか、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課、乙においては太陽建機レンタル株式会社有明支店長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間はさらに1年間、同一条件をもってその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

荒尾市と大塚製薬株式会社との健康増進及び災害時における協力に関する包括連携協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、市民の健康・地域の活性化及び災害時における協力等に関する取組に関し、次の通り包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、市民の健康増進、地域の活性化及び災害時における協力を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力して実施する。

- (1) 健康維持・増進及び食育の推進に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 熱中症予防など、健康被害の防止に関する取組の推進に関すること。
- (4) スポーツの振興及び教育の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うほか、具体的な実施内容については、甲、乙合意のうえ決定する。

（協議などの書面主義）

第3条 本協定に係る協議、具体的な実施内容等については、原則書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、甲及び乙は、前項に規定する協議、具体的な実施内容等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、すでに行った協議、具体的な実施内容等を書面に記載し、速やかに相手方に交付しなければならない。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項を検討し又は実施することにより知り得た秘密情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の変更又は解除）

第5条 甲及び乙は、相手方が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の

翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定について疑義があるとき、又は本協定に定めない事項については、甲、乙協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 荒尾市宮内出目390番地
荒尾市
代表者 荒尾市長

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3番地20号
大塚製薬株式会社 熊本支店
代表者 熊本支店長

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、荒尾市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる荒尾市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配達が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、荒尾市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

- 第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

- 第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

- 第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

- 第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

- 第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任にお

いて行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

荒尾市長 浅田 敏彦

乙 熊本市東区小山町1816番地1

佐川急便株式会社 南九州支店

支店長 竹内 一憲

災害時における物資輸送等に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と 九州福山通運株式会社大牟田営業所（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配達
 - (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配達
 - (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
- 2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
 - (2) 乙の車両への燃料の優先供給
 - (3) 罷災状況に係る情報の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

- 2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。
- 3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣

に届け出た運賃料金によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いづれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月6日

甲 熊本県荒尾市宮内出目390番地
荒尾市
代表者 荒尾市長 浅田俊彦

乙 福岡県大牟田市船津町416番地
九州福山通運株式会社大牟田営業所
所長 本多正和

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力をを行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、避難者受入要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙とが協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払う

ものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも、この協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月20日

甲 熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

代表者 荒尾市長 浅田敏彦

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表者 代表取締役 岡村健史

第2 地区防災計画の作成地区及び概要

《令和元年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	普源寺	<p>地区周辺には小中学校や市役所や市民病院があり、便利性が良い。</p> <p>公民館を拠点とした地域づくり活動が活発だが、高齢化が進み、近年では空き家や空地が増えるなどの問題が発生している。</p>	震度7の地震が発生したら古い家屋が倒壊または地割れで通行困難になる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館放送のマイク音が聞こえにくい。 ・防災倉庫がない。 	①災害発生時の情報伝達方法の訓練 ②避難の広報と方法の確認訓練 ③独居世帯、介助の必要な人の避難訓練 ④自家発電機、ガス釜及び井戸水の使用訓練 ⑤資機材、備蓄品の一括管理
2	東宮内	<p>東宮内地区は荒尾市の中心部に位置している。</p> <p>人口は増加傾向にあるが、高齢者が全体の約3分の1を占めており、空地や空き家の管理に問題が出てきています。</p>	松ヶ浦池が決壊したら1班の世帯が浸水する可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災への関心が薄い。 ・ため池が多い。 	①避難行動要支援者の名簿づくりと避難経路の確認 ②防災備蓄の購入による補充・整備 ③自主防災組織の体制表・連絡網の作成・更新 ④消防署と連携した防災訓練（吹き出し、消火、心肺蘇生等） ⑤防災備蓄の貯蓄と倉庫づくり
3	大島町内会	<p>地区的中心部には国道389号線が通っており、近くには荒尾駅や病院、店舗が揃っているため便利が良い。</p> <p>町内に四ツ山神社があり、年に2回「こくんぞう祭り」が開催され、地域行事も活発である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有明海で津波、洪水が発生したら浸水する可能性がある ・震度7の地震が発生したら古い住居やブロック塀等が周辺に落下する危険がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・大島地域は海拔が低く緊急の避難場所が遠い 	①「防災知識の習得」のために市や社協、あらお防災人の会等を招いた防災勉強会 ②「避難誘導」のための避難訓練は毎年形を変えて実施
4	西原町1丁目～3丁目	<p>近くにJR鹿児島本線や国道208号線が通っている。国道沿いには多くの店舗が立ち並んでおり、小学校や病院も地区周辺に位置している。</p> <p>地区内には西原大神宮があり、毎年お祭りが開催されている。</p>	大牟田の諏訪川が氾濫した場合 0.5m～3.0m未満の浸水が考えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな災害もなく、住民の関心が薄い ・避難場所の選定が難しい 	①他団体との連携した防災活動 ②地区または役員連絡網を活用した安否確認訓練

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
5	万田中	国道 208 号線と県道 29 号線が交差する近くに位置している。山沿いには住宅地が広がっている。 毎年万田厳島神社で祭りが開催され、地域活動が活発である。	万田山の急傾斜地が崩壊したら万田団地や平原団地で家屋や道路が土砂によって被害を受ける可能性がある。	・住民の関心が薄い。 ・ため池がある。	①避難行動要支援者の避難経路の確認 ②防災勉強会（荒尾市出前講座） ③防災訓練
6	甲根	甲根地区は大牟田市との市境に位置しており、住宅街が広がっている。 住民の流動（転出や転入）が比較的少なく、地域活動も活発なことから、顔が見える関係が構築されている地区である。	地震、大雨が発生したら道路沿いの墓地の斜面が地滑りして道路を塞ぐ可能性がある	防災無線がなく連絡網では時間がかかる。	①防災勉強会 ②防災に関するチラシの配布 ③避難行動要支援者の名簿づくり ④地区連絡網の作成
7	深瀬ヶ丘	大牟田市との市境付近に位置しており、丘の上に住宅地が広がっている。 比較的新しい住宅地であるため、住民同士のつながりが少なく、住民の地域行事などへの参加率も少ない。	強い地震や大雨が続くと県道 29 号線から団地の入口の道路が土砂で塞がれる可能性がある	団地の入口が県道 29 号線側の 1 本の道しかない。	①体制づくり ②防災知識の習得 ③避難所開設運営訓練 ④救出救護訓練 ⑤安否確認、情報伝達、避難誘導訓練
8	中央	中央地区は荒尾市の中心部に位置しており、周辺には荒尾市運動公園がある。 世帯数は約 900 世帯あるが、人口は減少傾向にある。	・増永川が氾濫し、付近の道路が 0.5m ほど道路冠水する。 ・急傾斜地の土砂が崩壊し、イエローゾーン付近の世帯の家屋に被害が出る。	・イエローゾーンがある。 ・増永川が冠水し易い。	①自主防災組織の体制表や体制図の作成・更新 ②自主防災組織の連絡網の作成・更新 ③安否確認方法の手順確認
9	みどり	荒尾市は年間平均気温 16.8℃ と温暖（気象庁岱明観測所）で、年間降水量は 1,900 mm（気象庁岱明観測所）と梅雨時期に降水量は少ない。 みどり区は標高 25m で周辺は丘陵地・急傾斜、大河がない地区である。	地震が発生したら、 ・エレベーターの停止・使用禁止 ・マンション周辺の塀、擁壁の倒壊 ・2 回式駐車場の倒壊他	・火災時、アナウンスが出来ない ・非常時エレベーターが動くか疑問。また小さな非常階段しかない。	①防災勉強会、子ども会等を連携し、親子でクイズ大会など啓発活動 ②毎期実施している防災訓練（防災クッキング、はしご車体験、防災食試食）で実施しない項目の実施（防災運動会） ③学校での避難所運営訓練

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
10	緑ヶ丘 2～5丁目	<p>緑ヶ丘地区は荒尾市の中心部に位置する住宅地である。</p> <p>地区的近くにグリーンランドや市民体育館、あらおシティーモールなどが揃っており、暮らしやすい住環境である。</p> <p>一方で、独居の高齢者世帯が増えており、今後の地域コミュニティの在り方が課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの土台が崩壊したら、マンションが傾き、道路通行者の被害が発生する ・南側幹線道路の法面が崩壊した場合、住宅が損壊し住民に被害が及ぶ。 ・ガス貯蔵庫が損壊したら、ガス漏れによる爆発・火災が発生する 		<p>①避難行動要支援者の把握と個別計画の作成</p>
11	唐池	<p>坂が多い地区であり、畠が広がっている。</p> <p>人口は減少傾向であるが、地区内の自治組織が各々で活発に活動している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨が発生したら唐池団地東斜面が崩落する ・震度7の地震が発生したら1、2班中央部のブロック塀が倒壊する。 	<p>防災組織の加入者が少なく、荒尾は災害と無縁という意識を持っている人が多い</p>	<p>①他団体と連携した防災活動</p> <p>②AEDの手配と使用訓練</p> <p>③避難所運営マニュアル作り</p>
12	上井手下	<p>上井手下地区は荒尾市の北東部に位置し、北側は大牟田市に接する。人口は若干の若い世代の転入もあり子どもの数が増えている。</p> <p>一方で、高齢者世帯が徐々に増えている中で伝統行事を継続できない等の問題が生じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関川が氾濫したら、川沿いの世帯が1m～2m浸水する。 ・震度7の地震が発生したら、小学校付近の県道沿いの急傾斜地が崩壊する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の関心が薄い。 ・過去に関川が氾濫した。 	<p>①体制づくりとして、自主防災組織の会議を定期的に開催する</p> <p>②情報収集・伝達として、区の役員連絡網を活用した情報・伝達訓練を実施する</p> <p>③避難誘導として、防災まちあるきで、地域の危険箇所を確認する</p> <p>④救出・救護訓練の実施</p>
13	府本	<p>三池往環の宿場町として栄えた府本地区は荒尾市の東部、小岱山の西側山間部・裾野に広域に広がっている。</p> <p>人口は減少傾向にあり、高齢化率も約40%に達しているが、府本地区協議会を中心になって、「元気で心豊かな小岱の里府本」を目標に地域づくりが行われている。</p>	<p>小岱山が土砂災害したら、家屋・小屋が浸水、破損する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の関心が薄い ・避難所が遠い ・消火栓が少ない ・川、池がある 	<p>①自主防災組織の体制表や体制図の作成更新</p> <p>②安否確認方法の手順確認</p> <p>③地区、または役員連絡網を活用した安否確認</p> <p>④防災まちあるき（地域の危険箇所の確認）</p> <p>⑤避難者名簿づくり</p>

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
14	樺	<p>樺地区は農村地域の風景を残すと共に住民の連帯感が強い地域である。</p> <p>一方で高齢化率が40%に達し、地区内に買い物をする場所がない、救急車が入れないほどの細い道が多いなど、生活に対する不安がある。</p>	降水量が40mm/hの雨が継続的に降ると、菜切川に接する四反田から下樺の世帯がおそらく2m以上浸水する。	<ul style="list-style-type: none"> ・古い家屋が多い ・消防車や救急車が通れない ・水源（水利）が遠い ・家が広範囲に散在している ・避難所が遠く高齢者は避難が難しい 	①自主防災組織の会議(定例会) ②自主防災組織の規約の更新 (ニーズに合った規約変更) ③避難行動要支援者(一人暮らし)のマップ作成と巡回 ④定期的に市・社協等の出す講座による勉強会
15	金山	<p>荒尾市と玉名市、長洲町の境に位置している。</p> <p>地区は金山上と金山下に分かれており、地区的範囲が広く、山や田畠が多い。</p>	行末川が氾濫したら田畠が浸水することはある。	地区の範囲が広いため電話等が使えなくなった時、連絡する手段がなく放送設備などが必要	①すぐ動けない人の名簿づくり (避難行動要支援者の名簿づくり) ②地域（地区）毎の責任者を決める ③連絡網の作成
16	八幡台一丁目	<p>高齢化が進んでいる一方で福祉活動や地域行事などが盛んである。</p> <p>また、小中学校が近く、道路が整備されているため住みやすい環境である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦池が地震で決壊したら浸水する区域がある。 ・台風等の強風で樹木が倒れ道路を遮る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨や地震によるため池の決壊等が心配。 ・高齢化が進み体力的に防災活動が難しい。 ・住民の関心が薄い。 	①避難行動要支援者の名簿づくり及び避難経路の確認 ②避難訓練の実施 ③連絡網の作成
17	野原	<p>国道208号線沿いに位置している。</p> <p>文教地区（第四中・八幡小）で喧噪もなく、生活環境が良い。</p> <p>また、野原八幡宮があり、伝統行事が多く、歴史に触れる機会が多い。</p>	蘭牟田池が氾濫、決壊したら池の下流・周辺が浸水する	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の高齢者への対応 ・公民館の老朽化 	①自主防災組織連絡網を更新する ②避難行動要支援者の名簿づくり及び避難経路の確認 ③防災訓練を実施 ④防災「講話」（緊急救命対処法）を実施 ⑤防災訓練（避難所の運営）・防災ウォーキング
18	海下	<p>JR南荒尾駅の地区に位置している。</p> <p>人口が増加しており、特に若い人や子どもが増加している。</p> <p>毎年、天満宮祭礼やどんどやなどの伝統行事が開催されている。</p>	近くに流れている浦川は大雨時に氾濫した場合、国道208号線までの道路が浸水する。	地形的にも災害が少なく住民の関心が薄い。	①防災用具の点検・確認 ②安否確認方法の手順確認 ③自主防災組織連絡網の作成・更新

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
19	猪宮	国道 389 号線沿いに位置している。 住民同士のつながりが強い地区ではあるが、高齢化率が 45% を超えており、近年は地域の活動が衰退してきている。	・台風が大型だったら全域が 2 ~ 5 m 浸水する。 ・台風が大型だったら空き家のトタン等が飛ぶ。	空き家が多い。 (8軒)	①自主防災組織の規約の見直し、新たな体制づくりを行う ②地域の人を対象に防災マップを配布する ③防災講座「日頃の備えについて」を定期的に行う ④防災委員を作る
20	北増永	地区内に JR 鹿児島本線が通っている。 天満宮では夏祭りが毎年開催されるほか、行事が多く、住民同士のつながりが強い地区である。	台風時、荒波の飛沫による塩害が海岸から数百mの地域まで及ぶ。また、地区内は狭い道路が多く、地震時に建築物等の倒壊により道路が寸断される恐れがある。		①避難行動要支援者の名簿作成
21	牛水中	地区に JR 鹿児島本線が通っている。有明海に面しており、海岸から綺麗な夕陽を眺めることができる。 地域行事は年 2 回開催され、住民同士のつながりが強い地区である。	高潮が発生したら海岸沿いの家が 1 m くらい浸水	・放置空き家の台風対策 ・高潮のおそれあり	①避難行動要支援者の名簿づくり ②自主防災組織の体制をつくり、訓練
22	桜山町四丁目南	住宅が密集している地区である。周辺にはスーパー・マーケットやコンビニエンスストア、病院などがあり、便利が良い。 一方で高齢化率は 45% を超えている。	・大地震が発生したら住宅地の道路が倒壊したブロック塀で塞がれる。 ・大雨で停電したら住宅地の道路が冠水する。	住民の防災への関心が薄い	①避難行動要支援者の名簿づくりおよび避難経路の確認

《令和2年度作成》

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1 (23)	貝塚	地区の西側には4車線の県道126号線が通っており、アクセスは決して悪くないにも関わらず、人口は減少傾向にある。東側には指定避難所の海陽中学校が存在する。	地震が発生した場合、貝塚地区を中心とした荒尾市全域で家屋の倒壊被害が発生する恐れがある。	・高齢化で人手が不足している。	・組織への参加要請 ・公共用地清掃作業 ・避難者戸別計画の作成 ・一人暮らしの安否確認
2 (24)	宮内出目 東・西	地区内に市役所、県道126号線沿いに飲食店やコンビニ、病院などが立地しており、便利の良い住宅地である。また、大手住宅メーカーの賃貸アパートが増えたことで、大幅な人口の減少は見られない。	地区全体の海拔は非常に低い。令和2年7月豪雨では、市役所西側の県道126号線及び東側の地区が冠水する等の被害を出した。	・高潮、あるいは大小の洪水の発生の可能性がある ・住民の危機意識が薄い	・自主防災組織の体制表や体制図の作成・更新 ・清掃活動、地域行事 ・安否確認、情報伝達 ・連絡網の更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理
3 (25)	大平町 1～3丁目	地区は国道208号線沿いに位置し、同国道208号線が嵩上げされているため、地区全体は若干低地に位置する。一方で、地区は市役所や市民病院へのアクセスも良好なことから、人口の減少は見られない。	地区内に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定された箇所がある。大雨が降った場合に、主要道路の法面で土砂崩れが発生する危険性がある。	・災害が発生した際に、協力者が少ないため不安材料が多い。	・防災マップの内容説明、避難場所の説明 ・高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動等 ・安否確認 ・防災に関するチラシの配布等 ・避難行動要支援者個別計画の作成・更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理
4 (26)	昭和町	地区内は荒尾駅も近く、大きな道路も地区内を走っていて交通の便が良く、イオントウン荒尾店へのアクセスも良い。また地区の西側には四ツ山公園、四ツ山神社の小高い山があり景観を楽しむことが出来る。	大雨等の被害は床下浸水が心配であり、台風災害が一番心配である。過去に多くの家屋被害あり。	・住民の防災に関する関心が低い。 ・海岸が近いので、予期せぬ津波などが発生した際の対応。	・指定避難所までの経路を地図で確認する ・参加者の防災意識・新対抗上維持 ・総会及び地区連絡網の確認、更新 ・防災勉強会の実施
5 (27)	万田西	地区内にJR荒尾駅、万田小学校、そして地区の中央を国道208号線が走っており、アクセスや買い物、教育面で非常に便利の良い地区である。このため、人口の増減はほとんど見られない。	地区内のほとんどが海拔10m程度と低い。また地区内に数多くの水路があり、大雨時の床下・床上浸水が想定される。	境崎都市下水路が大牟田市に繋がっている。そのため大牟田市で浸水が発生した場合、地区内も浸水する可能性がある。	・高齢者の見守り活動、防犯・清掃活動等 ・防災に関するチラシの配布等 ・避難行動、安否確認、情報伝達等 ・資料の更新 ・資機材・備蓄品の購入、管理

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
6 (28)	万田東	地区周辺に万田小学校やショッピングセンター、病院があるなど立地に恵まれているが、人口は減少傾向にある。加えて、近年では住民の高齢化や空き家の増加などの社会問題を抱えている。	・巨大台風及び巨大地震による家屋被害 ・集中豪雨による急傾斜地での土砂災害	持ち主が不明な土地に大木が多く生えており、台風の時に倒れて来ないか不安である。	・自主防災組織素案作成 ・地域住民への自主防災組織の活動紹介 ・地域住民の参画による自主防災組織の確立
7 (29)	妙見	地区には、1524 年に造立され、その移転を繰り返した上で地区内に祀られている、荒尾市の文化史跡の「妙見石室」があり、住民の信仰を集めてきた。	特になし	・町内会会員の減少と高齢化のため、防災訓練、連絡網の作成等も出来ていない。 ・近くに高齢者のための避難所がない。	・連絡網の作成・更新、支援者の確認、安否確認の手順づくり ・防災街歩き、防災マップ見直し
8 (30)	古庄原・平井大谷	地区的南側を下ると、グリーンランドやイオンモールなど買い物の出来る、また飲食の出来る施設が数多くあり、生活をする上で非常に便利が良い住宅地である。一方で地区の北側に位置する低地では、令和 2 年 7 月豪雨時に関川が氾濫し、川沿いの家屋で床上浸水するなどの被害が出た。	古庄原・平井大谷区、及び周辺には、万田山、関川、古庄原池が存在する。関川が氾濫した場合、地区内の北側の低地では、洪水最大浸水深が 1~2m に達する危険性がある。地区内で最も低い場所は海拔 8m、地区の避難所となる古庄原公民館は海拔 19.2m に位置する。	・イベント時に主要道路が渋滞する ・役員の成り手が不足している	・ウォーキングしながら危険個所の見回り ・災害・防災に関する文章の発行 ・防災士と部長のもと、地域の防災について提案・実施
9 (31)	大和	シティモールやコスモスなどの商業施設や荒尾運動公園に近いにもかかわらず、人口は減少傾向にある。また、高齢化率が非常に高く、そのために役員等への成り手が非常に少ない。		・全体的に道路が狭く、防災上、歩行者には危険が多い ・空き家が多い	・草取り、ごみ拾い ・清掃活動